江戸川区重症心身障害児（者）通所事業運営費助成の請求事務について

１　重症心身障害児（者）通所事業運営費助成とは

　　東京都重症心身障害児（者）通所事業実施要綱に基づく東京都重症心身障害児（者）通所事業所として指定を受けた事業所を運営する事業者に対して、事業の実施に要する経費の一部を助成することにより、重症心身障害児（者）の日中活動の場を確保し、地域社会における生活を支援することを目的とします。

２　申請方法

1. 助成を受けようとする事業者は、以下①から③を江戸川区長に提出します。
   1. 江戸川区重症心身障害児（者）通所事業運営費助成申請書（様式第１号）
   2. 東京都重症心身障害児（者）通所事業所指定通知書の写し
   3. 東京都重症心身障害児（者）通所施設新規利用開始届の写し
2. 江戸川区長は、申請の内容を審査のうえ、助成の可否を決定し、江戸川区重症心身障害児（者）通所事業運営費助成（承認・不承認）通知書を申請のあった事業者に対し通知します。

３　請求方法

1. 前述の規定による助成承認通知を受けた事業者は、原則として、利用があった月の翌月15日までに、下記の書類を提出してください。算定方法及び請求書類の記載方法はホームページの記載例を参照してください。
2. 請求に必要な書類
   1. 江戸川区重症心身障害児（者）通所事業運営費助成金請求書（様式第３号）
   2. 江戸川区重症心身障害児（者）通所事業運営費助成金明細書（様式第４号）
   3. 介護給付費・訓練等給付費等明細書（国保連へ伝送請求の確認リスト）
   4. 実績記録票（国保連へ伝送請求の確認リスト）

初めて請求の場合、及び振込口座を変更する場合は⑤⑥も提出ください。

* 1. 支払金口座振替依頼書
  2. 通帳のコピー（口座番号、口座名義記載してある面）

４　江戸川区からの支払方法

提出いただいた請求書類を確認後、１ヶ月以内に指定された口座に振込みます。江戸川区から振込み完了の通知はしません。

５　変更・廃止について

　　　東京都に届出を提出の後、江戸川区にも届出を提出ください。

　　　・変更届（様式第５号）

　　　・廃止届（様式第６号）

６　指定取り消しについて

　　東京都より指定取り消しを受けた際には、江戸川区にも届出を提出ください。

　　　・指定取消報告書（様式第７号）

※江戸川区HPよりダウンロードできます。

・様式第１，３，４，５，６，７号

・支払金口座振替依頼書

ご不明な点がありましたら、下記までお問い合わせください。

【請求先・問合せ先】

〒132-8501　江戸川区中央1－4－1

　　　　　　江戸川区福祉部障害者福祉課庶務係

　　　　　　℡　　０３－５６６２－００５４

　　　　　　Fax　０３－３６５６－５８７４